

免許証の更新期限が過ぎてしまいそうな方

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に運転免許証の更新期限までに更新手続きができない可能性のある方は、**更新期限の前に運転免許センターや警察署等で手続きを行えば、現在の更新期限を3ヶ月延長することができます。**（手数料無料）

【対象者】

免許証の有効期限または前回の延長後の有効期限が**令和3年12月28日まで**の方（更新期限が過ぎてしまった方は対象外）

※ 既に運転及び更新可能期間の延長手続きを取った方も再度手続きが可能です。（代理人・郵送申請可）

【運転免許センター等で申請する場合】

運転免許センター、各支所（中部・北部・宮古・八重山）及び各警察署交通課窓口に**運転免許証、更新手続開始申請書**を持参し、新型コロナウイルスによる影響で免許更新できない旨申告してください。

代理人（申請者の親族、申請者が入院又は入所している病院や介護施設等の職員等）での申請も可能です。この場合は委任状もあわせて持参してください。

※ 取扱い時間 平日午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

（土曜日、日曜日、祝日は手続きできません。また上記以外の時間帯も手続きできません。警察署での取扱い時間は、短縮される場合もありますので、確認が必要です）

【郵送で申請する場合】

- ① 返信用封筒（封筒に414円分の切手を貼付し、表面に返信先となる申請者の住所、氏名を記載
- ② 運転免許証のコピー
- ③ 更新手続開始申請書

を同封の上、下記送付先まで郵送してください。

※ **郵送申請は、免許証の住所が沖縄県の方に限ります。**

※ 運転免許証の有効期限の末日の消印があれば受付可能です。

※ 免許センターから手続き済みである旨のシールが送付されますので運転免許証の裏面に貼付してください。シールが送付されるまでに2週間程度かかる場合もありますので期間に余裕を持って申請してください。

※ シール貼付をして、運転及び更新可能期間の延長続き完了となるので、貼付前に有効期限が切れた場合には運転しないでください。

☆ 送付先：901-0225 沖縄県豊見城市字豊崎3番地22 沖縄県警察本部交通部運転免許管理課（※「延長申請在中」と朱書きしてください）

※ **延長した運転及び更新可能期間に、通常の更新手続を受けていただく必要があります。**

（延長手続きをした方にも延長手続きをする前の更新期間が記されたハガキが届きますが、延長手続きをした期限までに更新手続きをしてください。）

更新手続開始申請書及び委任状は県警ホームページに掲載しているほか、運転免許センター、各支所及び各警察署交通課窓口で取得できます。